

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第12回通常総会報告



6月24日（水）10時30分より、さいたま市の浦和コミュニティセンター第13集会室において埼玉消費者被害をなくす会第12回通常総会を開催しました。

当日は、団体・個人正会員、傍聴を含め62名が出席し、「2014年度事業報告ならびに活動決算」「役員一部選任の件」の2議案は賛成多数で承認されました。

※表決権総数 122 個中、実出席表決 25 個、委任表決 2 個、書面表決 81 個 計 108 個（採決時）

総会は個人正会員の恒川照美さんの司会で開会し、議長に仲野知樹さんを選任しました。議事録署名人に個人正会員の久保田和志さん、滝澤玲子さんを選出、書記に活動委員の加藤さん、後藤さんを任命しました。

主催者挨拶

会を代表して池本誠司理事長から「適格消費者団体として3月に2度目の認定更新を受けました。検討委員会、活動委員会ともに活発に活動を行っており、埼玉県消費生活課、消費生活支援センターとも連携して活動を進めています。現在、消費者裁判手続特例法の特定適格認定・監督ガイドラインについて議論が進んでおり、さらに食品表示法についても差止請求の権限が与えられているなど、なくす会の環境も大きく変化しています。活用していくためには法を理解する必要があります。一回り、二回り大きくなっていく機会として今日の議論にしっかり参加していただきたいと思います。」との挨拶がありました。



◆主催者挨拶：
池本誠司理事長

来賓挨拶

埼玉県消費生活支援センター所長の飯岡広子様から「埼玉県及び市町村が受けた平成26年度の59,000件の消費者被害相談について集計中ですが、平成25年度が健康食品送りつけ商法が多かったのに対し、平成26年度はスマートフォンの普及に伴うアダルトサイトに関する相談が多くなっています。7月より消費者ホットラインの番号が188の3桁となりますので、相談しやすくなればと思っています。なくす会をはじめ消費者団体との連携・協力がますます必要になってきます。」とのご挨拶をいただきました。



◆来賓挨拶：
飯岡消費生活支援センター所長

議案審議

議長より、本総会が成立していることが報告された後、岩岡宏保専務理事より第1号議案「2014年度事業報告ならびに活動決算」及び、第2号議案「役員一部選任の件」を一括提案、続いて関口多恵子監事から監査報告がありました。第1号議案の事業報告に関する質疑応答の後、採決を行ない、2つの議案は賛成多数で承認されました。



◆提案・報告：岩岡専務理事

報告事項

第1回理事会を開催後、2015年度の理事会体制が報告されました。続いて岩岡専務理事から「2015年度の事業計画と活動予算」を報告した後、活動委員3名による「2014年度活動委員会の活動報告」がされました。最後に事務局より、2015年度の活動委員29人(公募21人・団体推薦8人)及び検討委員22人を紹介し、総会を終了しました。



◆活動委員会報告

総会記念講演

「機能性表示食品制度について～表示の見方とチェックの手がかり」

講師：板倉 ゆか子 氏 (消費生活アナリスト)

これまでの食品表示制度からの主な変更点は、栄養成分表示の義務化と、機能性表示食品制度の新設です。機能性表示食品には健康の維持・増進効果などを具体的に示すことができるようになりましたが、書式さえ揃っていれば受理され、モラルの低い事業者が参入すると科学的根拠が確かでない機能性表示食品が数多く出回る可能性もあります。

実際に、製品の販売実績が安全性の根拠だったり、安全性が確認できないと食品安全委員会が認めたものが受理されたり、最終製品を用いた有効性試験の対象者の人数が少ないなど問題点のある製品も多くあります。

届出内容に比べてキャッチコピーの文字やグラフが大きく目立つ、イラストで期待できる効果とずれがあるものがあるなど、消費者の誤解を招くおそれのある表示もあります。

効果を考えるなら、入っている有効成分の種類が多いほど効果が高いといった机上の空論に振り回されず、成分の生理作用の強さと量に着目すること、作用の説明を深読みしないことが大切です。過剰摂取による弊害の可能性にも気をつけるようにしましょう。



事務局長コラム

事務局長 岩岡宏保

今、特定商取引法の改正が議論されています。

2008年(平成20年)の改正で「再勧誘の禁止」等が入りましたが、消費生活センターに寄せられる相談苦情件数は減っていません。訪問販売については2008年の99,580件が2013年には90,529件となったものの、電話勧誘販売については2008年の49,273件から2013年には101,945件と倍増しています(国民生活センターPIO-NET情報)。

また、アンケート調査の結果によれば、消費者が『必要ない・来てほしくない』と答えた比率が、2015年2月の「消費者契約に関する意識調査(全国消団連)」では訪問及び電話勧誘で96.3%、2015年3月の「消費者の訪問勧誘・電話勧誘・FAX勧誘に関する意識調査(消費者庁)」では訪問販売96.2%・電話勧誘販売96.4%となっています。消費者は不招請勧誘(≡突然訪問されたり、電話がかかってくることを)を望んでいません。

そこで、今回の法改正に「事前拒否者への勧誘禁止」制度の実現を目指し、全国消団連が「ストップ!迷惑勧誘」運動への参加を呼びかけています。当会も賛同し、参加しています。実現に向けともにがんばりましょう。

なくす会この間の主な差止請求関連活動報告（2015年5月～7月）

《下線：この間に新しく送付した文書》

現在までに「申入れ」を行なった事案

業種	問題とした主な不当条項など	成果・経過等（2014年7月現在）
大学学生寮 【継続中】	学生が会館内に残置した物についての処分、解約時の違約金に関する条項など	改訂契約書の未改善な点について2015年3月に送付した「再申入書」に対し、変更を検討予定との回答がありました。
日焼けサロン 【継続中】	日焼けマシン利用に関しての免責条項などについて	<u>2015年5月</u> 、一部免責の範囲について、申入れを行なったところ、変更するとの回答がありました。

現在までに「問合せ」を行なった事案

互助会A 【継続中】	中途解約時の違約金、早期利用費用の解約手数料の計算根拠など	2014年5月の「回答」以降の改善の経過について確認中です。
互助会B 【継続中】	解約手数料の根拠について	2015年5月、解約手数料を定める根拠についての問合せ、回答を受領しました。今後の進め方について検討中です。
インターネット デバイス 【新規】	補償サービスの解約について	<u>2015年5月</u> 、サービスの解約について問合せを行ないました。回答について検討を行なっています。
電話 【新規】	契約に関する約款について	<u>2015年7月</u> 、請求書の発行手数料に関する約款変更について問合せを行ないました。

- ※ 他、チケット売買サイトの利用規約、クーポンサイトの利用規約などについて検討中です。
- ※ 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う政令（案）、内閣府令（案）、ガイドライン（案）等に関する意見」を消費者庁宛て提出しました（2015.7.10）



★ なくす会 出前講座 をご活用ください！ ★

《弁護士版》《司法書士版》《消費生活相談員版》として講座例を紹介しています
まずは「こんな感じで学習会をしたい・・・」と事務局に御相談下さい。
なくす会の検討委員を中心に、ご希望に合わせた専門家の講師をコーディネートします。

《お申込み・お問合せ》

埼玉消費者被害をなくす会まで電話、FAX、E-mailで開催予定日の1ヶ月前までにお申込み下さい。Tel：048-844-8972 Fax：048-844-8973

E-mail：nakusukai.01@saitama-k.com

※ メニューはなくす会HP [活動内容](#) > その他の事業 からダウンロードできます。

閉店しない「閉店セール」から考える消費者被害

～身近な問題意識がヒガイを防ぐ～

2015年8月28日（金）10時～12時

浦和コミュニティセンター第13集会室

講師：細川幸一氏
（日本女子大学教授・立教大学兼任講師）



《細川教授の取り組みの一例》

実際には閉店しないのに『閉店セール』を行なうのは違法では？
家電量販店の『下取り』価格設定は二重価格にあたるのでは？
大学生たちが調査した結果を、消費者庁へ「要望書」を提出した
ことが大きく報道されました。このゼミを指導している細川教授
をお招きし、身近な消費生活に潜む問題点、少額多数な消費者被害
などについて一緒に考えてみませんか。

JR 浦和駅 東口徒歩1分（浦和パルコ10階）

駐車場 あり（有料）

定員 80名（要申込み）

参加費無料



《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL048(844)8972

FAX048(844)8973

★この間の主な会議★



第6回理事会・検討委員会（5/20） 第7回理事会・第11回総会・第1回理事会（6/24）

運営促進会議（6/26） 第11回活動委員会（6/9）

【ご案内】ニュースレターのメール配信を希望される方は、以下事務局までメールにてご連絡ください

E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

*商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL 188（いやや!）（0570-064-370）